

令和2年第13回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年 12月 11日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | | |
| 1番 井上 建夫 | 2番 井町 哲 | 3番 村上 浩一 |
| 4番 縄田 善博 | 5番 倉増 知 | 6番 安部 好恵 |
| 7番 俵 薫 | 8番 中嶋 誠 | 9番 石田 健治郎 |
| 10番 萬代 泰生 | 11番 伊藤 美和子 | 12番 前田 耕次 |
| 13番 伊藤 新司 | 14番 中野 修 | 15番 馬屋原 眞一 |
| 16番 岸 英法 | 17番 武藤 康志 | 18番 安富 法明 |
| 19番 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|--------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 永嶺 達也 | 野上 武史 |
| 大橋 つや子 | 阿野 秀文 | 三戸 勲 |
| 松田 孝子 | 弘中 隆司 | 赤間 茂則 |
| 佐藤 和美 | | |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員 川島 茂
- 7 事務局 事務局長 落合 浩志 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から令和 2 年第 1 3 回総会を開会いたします。本日の出席委員は全員出席よって、定数に達しておりますので本総会が成立しておることをみなさんにご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長より指名をしたいと思いますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。4 番 縄田委員、1 4 番 中野委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>後でも事務局の方から事務連絡であると思いますが、今コロナがこのような状況でございます。新年の互礼会につきましては開催ができるめどがたちましたら開催をしようと思ひます。それまで延期ということでご報告しております。</p> <p>それでは議事に入りたいと思ひます。それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。農地中間管理機構の農地売買事業を実施して申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが自作地、借受け地について適正に耕作されています。農機具の保有状況より、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。農地中間管理機構の農地売買事業を実施して申請地を買い受けるものです。この件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それではですね、第 1 号につきまして、●●●の関係でございますので、第 1 号だけを先に審議しようと思ひます。●●●退席をお願いいたします。（●●●退席）それでは現地調査をされました当番委員の報告をお願いいたします。</p>

6 番	<p>1 2月4日に現地調査をいたしました。会長、事務局から2人、担当の伊藤（美）委員、私安部で調査を行いました。また、それぞれの担当地区の委員さんにも立会していただきました。</p> <p>1 番。場所は●●●●●●で●●●の近くの所です。●●●を●●方面に向かって左手に入り、●●を越えた●●という地区です。設定理由に規模拡大となっておりますが、自宅の前または自作地の続きということで、取得されるということです。事務局の説明どおり全部耕作に問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員がご本人でございますので、私の方から補足といいますかわかっている範囲で説明をしたいと思えます。実は今年の初めに現況証明が出ております。本人達は司法書士さんを通して買おうかどうかというふうに悩んでおられましたけれど、結果的に振興公社を通すことになりまして、現況証明の2筆、●●さんの2筆まとめてやっておきますけれども●●さんあとであります。●●さんのはもう、50年生くらい前の杉の木が立っておる山でございます。●●さんの方につきましては、河川改修ていいますか、河川と言ったらいいんか、水路といたたらいいんかわかりませんが、●●の溜め池より流れ出してる水路の改修工事をした時に、河川の護岸並びに管理道として分筆がされておる土地でございます。これにつきまして、この18日にご本人たちが法務局の方に登記に行かれるということでございます。別段問題はないと思っております。以上でございますが、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは議案第1号の第1につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号 1 番につきましては、原案の通り決定をいたします。それでは、2 番につきまして現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
6 番	<p>1 番の●●さんと自宅がお隣どうしであり、取得理由は先程の●●さんと全く一緒でございます。こちらも全部耕作には問題ありません。以上、ご審議ください。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元推進委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>

1 2 番（推進委員）	私、●●でございます。本当、私のすぐ近く、歩いて1分もせん所です。先程委員さんがおっしゃいましたように、今もちゃんと監理されておりまして、周囲に迷惑をするようなことは全く感じられませんので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号の2番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号 2番につきまして、原案の通り決定をいたします。続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明を1から4までお願いいたします。
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請者は市内に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●から北西へ3.9kmの位置にある圃場整備された第一種農地です。資材置場及び隣接する山に入るための進入路を設置するものです。第一種農地の転用ですが農地法施行規則第36条の隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって当該事業の目的を達成するうえで農地等を供する事が必要であり、第一種農地の面積割合が3分の1を超えないもの、に該当し許可の対象となるものです。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は市内に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●から北西へ4.1kmの位置にある農用地区域内農地です。●●●●災害復旧工事に伴う現場事務所を設置するものです。土地利用計画図にある工所用仮設道路は、公共工事による転用なので、美祢市より転用届が提出される予定です。農用地区域内の転用ですが農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件にすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は市内に居住する不動産業を営む個人です。申請地は、第2種農地と記載してありますが、正しくは●●●●から北西へ100mの位置にある第3種農地になります。申し訳ありません。空き家を利用した賃貸住宅運営のため駐車場9台分を設</p>

	<p>置するものです。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請者は市内に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●から北東へ1.6kmの位置にある農用地区域内農地です。道路工事のための現場事務所及び資材置場を設置するものです。農用地区域内の転用ですが農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。またこの件については令和2年11月に農地法の許可を得ることなく現場事務所、資材置場として使用され、今日まで利用されております。このことに対するお詫びと今後農地法を順守する旨が記載された始末書が提出されております。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、只今より現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>1番。●●●●の●●号線を●●方面に行く途中の●●集落という所の入り口にあります。先般、除外申請が出された案件であり、田の続きの山林の整備をするための進入路及び資材置場です。</p> <p>2番。1番と同じく●●線を●●地区の方へ行き、●●号線道沿いです。●●災害復旧工事に伴う一時転用です。</p> <p>3番。●●の交差点を●●方面へ●●号線を少し入った所です。自宅に隣接しているので、駐車場として利用したいとのこと。また、将来的に9ページの●●●●-●●の古屋を整備し、賃貸住宅として運営したいと言われておりました。</p> <p>4番。●●●●の●●の●●号線の道路工事のための現場事務所、資材置場を設置するための一時転用ですが、既に砂利が敷かれており、プレハブの現場事務所が建っておりました。会長が厳しく注意されました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>
6番（推進委員）	<p>推進委員の大橋です。当日は所用で現地確認することが出来ませんでした。委員さんの言われる通りと思いますので、どうぞ審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>3番。</p>

1 6 番（推進委員）	<p>●●推進委員の弘中です。●●さんですが、両親を見るために●●●●さんの上にちょっと空き地があると思いますが、そこ昔、車庫と倉庫でしたが、そこに自分の家を建てて、駐車場が無くなったので駐車場が欲しいということですので何も問題がないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。</p>
議長	4 番。
1 1 番	<p>伊藤です。4につきまして、川島推進委員さんの方から今日はちょっとなので、代わりにお願いしなすと言われております。この現場事務所、もう作っておられたというか、1 1 月に申請書を出したけど間に合わなかったので工期も迫って来ていたので、ついやむなく、始めてしまったということだそうです。特に工事のことについての問題ないと思います。よろしくをお願いします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は、原案の通り決定をし、3番を除き常設委員会へ附します。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明の前に資料の修正をお願いします。3件とも除外理由が太陽光パネルの設置になっていますが正しくは3件とも携帯電話基地局の設置です。訂正して、お詫び申し上げます。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●から南西に1. 9 k mの位置にある農用地区域内農地です。携帯電話基地局を設置するための除外申請です。</p>

	<p>2件目。申請地は●●●●から北西に2.7kmの位置にある農用地区域内農地です。携帯電話基地局を設置するための除外申請です。</p> <p>3件目。申請地は●●●●から北西に2.9kmの位置にある農用地区域内農地です。携帯電話基地局を設置するための除外申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>事務局の説明の通り、3件とも携帯電話無線基地局の設置です。</p> <p>1番。場所は先程の●●の交差点を●●●●線を●●方面に抜ける途中の●●集落という所です。現在耕作はされていませんが、良く管理されており、周りの田などへの影響は無いと思われまます。</p> <p>2番。●●●●の●●●●の少し手前に●●●●があります。それを過ぎてほとんど行き止まりではないかと思われまますがそこまで入って行きます。ここも耕作はされていませんが、よく管理されており、他への影響はないと思います。</p> <p>3番。●●●●の水汲み場の少し手前のところ。道沿いの田でここもよく草刈りがしてあり、他の田んぼへの影響は全く無いと思います。</p> <p>3件とも設置にあたり、道や畦に基地局をつけて、田が残らないようにと会長が指導されておりました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>
8番（推進委員）	<p>●●の推進委員の阿野と申します。お世話になります。今委員の報告の通りで何ら問題は無いと思います。以上でございます。</p>
5番（推進委員）	<p>●●の永嶺です。補足説明は特にございません。よろしく申し上げます。</p>
2番（推進委員）	<p>●●の鮎川と申します。当日は所用で現地確認は立会をしておりますが現地の方は理解しておりますので後日現場を確認してまいりました。委員のご説明通りで問題無いと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から補足しておきます。この3件ともですね、送電線等の管理のための通信が出来</p>

	<p>ないので、携帯電話の通信が出来ないのでということで、どうも●●●さんの方からの要請で●●●がアンテナを建てるようです。ていうのが、なぜそれが分かったかと言いますと、3番目のやつですよ。500mくらい手前の所に●●●のアンテナが建っておりまして、それで、4ヶ月か5ヶ月くらい前にこのアンテナの拡張がまた転用が農業委員会の方に提出された時に何をされるんですかと思ったら5Gの関係の施設を作るんだというふうなお話聞いておりましたんで、あそこにあるのになんで、それから500m位入ったまたさらに入った山の中に建てんにゃいけんですかという質問をしたら実は送電線の関係の管理をするうえで連絡がとれないので、建てるんだという事でした。委員のみなさんよりご意見等がございましたら、お願いします。よろしゅうございますか。（「はい」に声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見と決定する事に賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は、協議結果を附して市長の方へ送付いたします。それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断（非農地通知）についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今年、8月から9月にかけてみなさんと一緒に農地パトロールに行つて利用状況調査を行ったわけでございます。その時にもうこれは農地性が無い、農地に戻すのはちょっと難しいという所をですね、ピックアップいたしまして非農地判断するものでございます。1番左の方、①の方ですが、こちらの方にその筆、そして②の方に現在の地目そして面積、④には、所有者、そして次の年月日ですが、今日できれば決定したいということで、12月11日と記載しております。非農地通知書の発行年月日ですが来週をめぐりに発送したいと思っております。一番右の⑦ですが、決定後の地目原野かまたは山林の方になっております。9ページの方になりますが、所有者人数で言いますと19名、筆数であれば、一番下に書いてあります32筆、面積 24,791㎡、非農地として判断したいと思っております。資料の方ですが、決定後非農地通知書と一緒にそして、その時撮った写真を添付いたしまして、所有者の方に送るものでございます。そして資料の裏の方ですが、地目変更登記のお願いと言う事で一文付けておまして令和2年の8月から9月にかけて調査をした結果もう農地性はちょっと低いという事で農業委員会の非農地として判断したという文章を付けております。そして、送ってもやはりここは農地だよという方がいらっしゃいますので、その為にでございますがご意義の方は令和2年の12月28日までに農業委員会の方に申し出て下さいということを一文付けています。今後の流れといたしまして、法</p>

	<p>務局の方で地目変更登記の手続きをして下さいという文章を付け、そして地目変更するにあたっての書き方とか同封いたしまして送るようにしております。よろしくご審議お願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何か質問ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し、決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、本日別冊にて配布しております、令和2年12月28日告示、令和3年1月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回は全体で4筆ございます。利用権設定面積は新規のみで、合計が8,582㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目の通りでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今の説明に対しまして地元委員より何か補足説明ございましたらお願いいたします。 伊藤(美)さんですか。何かありますか。</p>
11番	<p>はい。●●は法人がありまして、日頃きちんとやっておられると思うんですが、●●●●のこの●●さんの所、たぶん●●さんが亡くなったのかな、ちょっと話は聞いてないんですけどもそれで、出されたのかなと推測するばかりで、すみません、詳しくは存じあげません。以上です。</p>
議長	<p>要はこれ●●●●行くんですね。</p>

事務局	そうですね。●●●●に行きます。
議長	委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。それでは続きまして議事順位第6 報告第1号 畑地造成事前報告についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は●●●●から南東に600mの位置にある畑です。湿田のため排水が悪く、耕作が困難なため造成をするものです。 2件目。申請地は●●●●から北西に2.6kmの位置にある畑です。嵩上げ及び整地により、営農を容易にするため造成するものです。 以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
11番	伊藤です。●●●●なんですけど、ご存知のとおり、●●のことよく知らなくて、どこそこに何があるというような説明ができません。地図の方をご覧ください。一番最後の地図の所に⑪と⑩という番号があります。⑩の所が●●●●へ行く道なんですけども、その途中に●●ですか、●●さんという方の所有の畑があります。そして⑪というのは●●●●から北の方に向かった行ったという記憶がありますので、だいぶ離れてはいるんですけどもこの両方の土地の間でまず⑪のところから土を剥がして、⑩番の所に持ってくる、そして、時期を見て、今度は逆に⑩の●●の所から土を剥がして⑪の方に持って行くというそういった形の工事になるようです。これは、昔の工事の途中であるようなお話を聞いていますが、すみません、詳しくは会長よろしくをお願いいたします。

議長	<p>はい。実はこれ、最初の方の1番の方なんですが、こちらは●●●●のところから、あれは●●に抜ける道ですかね。に出る●●がでございます。その●●の右下の窪地になるんですけど、県の事業で昔どうも畑地造成をやったようです。やったようですが、やった所に、表土をまだかなりの量を山積みにしたままで放置してあります。その表土をですね、2番の所の畑に持って行くんですがここが、湿害で手に負えなかったんでやはりこれも●●●●の事業で畑地造成をやったようなんですが、今度はこっちが石ころが多くて畑として利用できないという事で表土をいま原野化に近い状態で放置されております。そこで2番の方の土をある程度剥ぎとって、その上に1番の所に山積みしてある表土を持ってきて畑として利用できるようにするという事でございます。それで、1番の方につきましても、きちんとならして畑として利用できるように造成を最後までやるといいますか、完工してしまうという説明でございました。これは県の農林事務所のやった、かなり昔の置きみやげといえますかミスの置きみやげでございます。もう合併する以前の話のようでございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
19番（推進委員）	<p>推進委員の赤間です。会長さん伊藤委員さんのご説明された通り地域の周辺農地への問題はないと思います。ご審議程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは別に発言もないようでございますので以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●から南西に1.9kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置するための届出です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●から北西に2.7kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置するための届出です。</p> <p>3件目。申請地は●●●●から北西に2.9kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置するための届出です。</p> <p>3件とも議案第3号で説明した土地と同じ場所になります。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました当番委員の報告をお願いいたします。</p>

1 1 番	はい、伊藤です。6 ページにあります除外申請の件に伴う農地転用届となります。この1, 2, 3 件とも6 ページの案件に付随しております。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。地元委員より何かございましたらお願いいたします。
8 番 (推進委員)	はい、●●●●の阿野です。特にありません。以上です。
5 番 (推進委員)	●●の永嶺です。特に報告する事はありません。
2 番 (推進委員)	●●の鮎川です。6 ページでご案内の通りでございます。よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより、何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) 特に発言もないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第8 報告第3号 公共工事に伴う転用の届出についてを、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1 件朗読。 ●●●●から2件の転用届が提出されました。 1 件目。●●●●。 2 件目。●●●●。 いずれも令和3年3月25日までの一時転用です。 以上、報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。只今の報告につきまして、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは報告第3号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第9 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局より報告事項の朗読、

事務局	<p>並びに説明をお願いいたします。</p> <p>6件朗読。</p> <p>1件目。仕事が多忙になり耕作困難となったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2件目～4件目。高齢により耕作困難となったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>5件目。病気のため耕作困難となったため、双方の合意により解約されたものです。次は他の方への貸借予定です。</p> <p>6件目。湿害により耕作困難となったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。1番につきまして、萬代さん何かありますか。
萬代委員	はい。1番の件につきましては、あと私が引継いで耕作する事にしております。その書類は4月1日以降の利用権設定に載ります。
議長	はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。 絵堂。
11番	川島推進委員さんから、●●●●さんのことで説明をお願いしますと言われております。2, 3, 4とも●●●●さん高齢ということですが、実は、体調が悪くなり、自分ではまだ作りたいんだけど、ちょっと作れない状態になってしまったと、それで作れなくなったのは忍びがたい、何とかしたいという思いでいろいろ、声もかけていらっしゃるんですが、1件2件断られており、川島推進委員さんもあちこち声をかけてみようということで、今一生懸命探しておられる途中です。以上です。
議長	ありがとうございます。これ村上さんの辺りですよ。
村上委員	はい。
議長	村上さんの方からも声かけをして、次の。

村上委員	●●さんは私らの法人の会長をやられてるんですけど、それで今ちょっと病気で 2 ヶ月くらい前に入院されたんですけどね。それで体調が悪くなって、今、私達も一生懸命探してる途中なんですよ。
議長	引き続きよろしく。5 番。5 番はありなんか。6 番、武藤さん。
武藤委員	7 番武藤です。こちらもう次が。
議長	決まってる。
武藤委員	はい。
議長	はい、ありがとうございます。●●さんのところ、引き続きよろしくお願いいたします。委員のみなさんより何かご意見ありましたら、お願いします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）別に発言ないようでございますので、以上で報告第 4 番を終わらせていただきます。 それでは続きまして、議事順位第 10 報告第 5 号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします
事務局	2 件朗読。 1 件目。平成 2 年頃に倉庫を建て現在に至ります。 2 件目。議案には宅地の一部として利用されているとありますが、正しくは 20 年以上前より湿地のため耕作放棄に至り、現在は原野化している状況でございます。 以上、報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。
11 番	伊藤です。まず、1 につきまして、●●の●●●●を過ぎて●●●●に行く途中の場所にあります。この方は、圃場整備後に営農組合が設立され、農地ではないと思って倉庫を建てたということです。実際は農地だったようなんですけども、非農用地と勘違い

	<p>され、農地ではないというふうに思われて建てたということで、今回この●●さんという方が買う事になってそういったことが分かったというふうにおっしゃっています。もう平成2年の頃の事で、ご自分の農業用倉庫として使われるそうです。特に問題はないと思います。この勘違いされたということで、なにか申請書の書き直しとかやられたかと思います。</p> <p>それから2につきましては、●●の●●というところから●●に向けて、ちょっとなんと言ったらわからないんですけど、すみません。写真を見て頂いたらわかるんですけど、資料17、随分細長いところですが、道路を改良されてその横に残地が残り、それをずっともう何も道路改良した後の残地でしたけど下流域が荒廃して水路が管理されないために、水路機能も悪くなり、なんかもう雑草が茂ってこういった状態になったということです。すみません。補足をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、今の2番につきまして、補足しておきます。●●の方からですね、●●の方に抜け、走りまして、●●●●ですか●●●●の所を過ぎて300mか500mくらい行った所から●●●●の方に行く、抜ける道があると思います。その道のところを以前に畑地造成で出てたところがあると思います。その畑地造成をしたことも含めて下流域が全く耕作をされていないために、水路が排水路が完全に埋まった状態になっております。それともうひとつは、分間の方を見ていただいたら分かると思いますが、道路で買収されて、ほんと小さく、細長く残地が残ってる。この写真の影の部分が道路の法面が、左上の方の写真なんかは、道路の法面がかなり切って様な感じの写真です。農地として利用しようといっても、農地として利用できるような状況の場所ではないように見てまいりました。それと地元委員さんをお願いなんです、この手前の畑地造成の工事につきましてきちんとやるように、土が足りないという話ですけど、手前に埋めてある土を向こう側のまだやってない方に持って行ってきちんと間の水路を空けて頂ければ上の方も待ってる方もいらっしゃるじゃないかと思うんですが、もう少しきれいになるんじゃないかなというふうに思います。ご指導の方して頂けたら助かるなあというふうに感じて見ました。ちょっと余談が間に入りましたが。地元委員さんより補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
11番（推進委員）	<p>推進委員の松田と申します。1番の方の●●さんの件ですけど、伊藤委員さんが言われた通り、勘違いで自分が倉庫として使用されるというふうに言っていました。別に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>2番。</p>
9番（推進委員）	<p>2番の●●の三戸です。説明があった通りでございます。それからですね、その周辺の工事が大変荒れとりまして、ゴミ捨て場等にもなっておりました。それを撤去して、きれいにしなさいという指導をしました。今朝行ってみますとそのゴミは綺麗に撤去さ</p>

	<p>れておりました。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>21番（推進委員）</p>	<p>委員のみなさんより、何かご意見等ございましたらお願いいたします。はい。</p> <p>担当地区じゃないから現地調査は行ってませんが、今の一番の件ですけど、実はもう説明で全くは知らずにやったというふうな言い方をされてますけど、実は平成2年に私この関係者だったんで知ってるんですけど圃場整備ということで営農組合を設立して圃場整備の換地でここを非農用地換地として受けました。それで、非農用地換地を受けて集落の農家9人で営農組合を設立し、ここに農機具倉庫を建てた訳です。知らずにやったんじゃないで全く圃場整備の換地を受けたんで、知ってやったという訳です。当時、営農組合の宇部に登記してないんで、新たに名前をつけないでいけんちゅうことで、若手の私ともう一人の方が一応登記の名義人になっているという事でございます。この度、営農組合が解散しますので、今度、誰か買う者がいないかということでこの●●さんが土地を買われるということで、この様に処理してるわけです。だから知らずにやったんじゃないで、全く知って圃場整備の換地でそうになっていたということです。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。あのですね。ちょっと私の方から今の発言について訂正をしておきます。知らずにやったんです。非農用地として圃場整備として換地を受けた。換地は非農用地で受けてもそこは農地なんです。しかも第1種農地なんです。農用地区になるんです。それを知らないから、転用をしないで建物を建てたと、非農地として換地を受けたのでそこは農地じゃないと思われた。非農用用地として圃場整備後に換地されただけであって、それはその後にきちんとした転用をしなければ農地じゃなく、宅地とか他のものに変えることはできない土地なんですね。だからこれに書いてある知らないで建てたというのは、間違いではございません。その辺については全く認識がなかったという意味合いではないかと私は思います。いろんなところで、圃場整備で非農用地区分が出てますけど、非農地じゃない、非農用用地ですので、勘違いをされないようによろしくお願いいたします。委員のみなさんより、何か他にご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）無いようでしたら、報告第5番を終わらせていただきます。それでは続きまして、農業相談日の報告につきまして、中野委員、えらいやりたかったようでございますけど、残念ながら、予約がございませんでしたので。</p> <p>以上で議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。委員の皆さんより、何かその他の項で発言等ございましたら、お願いいたします。無いようでしたら、事務局より、今後の日程等について、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、令和3年1月の日程について、これ1枚紙でお配りしております。次回の総会は年明けまして1月15日（金）午後2</p>

議長

時から、場所は美祢市民館の2階の大会議室こちらで行います。農業相談日は、1月の12日、火曜日、9時から11時30分まで、美祢地区が縄田委員さん、美東地区が伊藤美和子委員さん、秋芳地区が井町委員さんでございます。現地調査につきましては、実施日は1月の7日、木曜日、時間は9時から16時までで次回は中嶋委員さんと俵委員さんをご担当でございます。集合場所は農業委員会事務局に8時50分までに来ていただけたらと思います。

それでは、終わります。

事務局

号令

午後15時20分開会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和2年12月11日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

